

## 石川県における企業の森づくり活動に関する指針

(平成 26 年 11 月 21 日 通知)

(平成 30 年 4 月 5 日 改正)

(令和 3 年 3 月 31 日 改正)

### (趣旨)

第 1 この指針は、企業、NPO、地域住民等の組織する団体等（以下「企業等」という。）が社会貢献活動として森林整備等を実施する場合の手続き、実施方法等を定め、森林の持つ公益的機能の向上を図りつつ、森林・林業に対する理解を深めることを目的として定める。

### (定義)

第 2 「いしかわ企業の森づくり活動」（以下、「森づくり活動」という。）とは、本指針または「県有林における企業の森づくり活動実施方針（平成 22 年 1 月 5 日）」に基づき、石川県内で行なう森づくりのことをいう。

### (参加資格)

第 3 森づくり活動への参加資格は、社会貢献活動として、森林整備等を自主的に行ない、健全な森林の造成を推進する意思を持つ企業等とする。

### (活動要件)

第 4 企業等が、森づくり活動を行なうにあたっては、森林が果たしている県土の保全、水源のかん養及び自然環境の保全等の公益的機能を増進するための活動とし、次の各号に掲げる行為を必要とする（但し、業務によるもの又は営利を目的としたもの以外に限る）。

- (1) 森林の土地の所有者（以下、「所有者」という。）との間において土地の使用許可を得るものとする。
- (2) 所有者との間の活動に関する協定（別紙様式 1）を締結するものとする。
- (3) 森づくり活動の実施計画書（別紙様式 2）（以下「実施計画書」という。）を作成するものとする。

(4) 当年度の森づくり活動が終了した場合は、森づくり活動の実績記録書(別紙様式3)を作成するものとする。

(森づくり活動の登録・抹消)

- 第5 企業等が、森づくり活動として県への登録を希望する場合は、森林の公益的機能の発揮及び森林の健全な育成が図られるよう、活動内容の適否について活動地区を管轄する農林総合事務所長(以下「所長」という。)の審査を受けなければならない。
- 2 登録を希望する企業等は、いしかわ企業の森づくり活動の適否に関する審査申込書(別紙様式4)によりあらかじめ所長に申込みとともに、実施計画書を所長に提出しなければならない。
  - 3 所長は、企業等から審査の申込みがあった場合は、別表によりその活動内容を審査し、活動内容の適否を決定するものとする。
  - 4 所長は、適否を決定した企業等について、その結果を別紙様式5により通知するとともに、審査に適合した企業についてはいしかわ企業の森づくり活動台帳(別紙様式6)に登録し、森林管理課長(以下「課長」という。)に報告するものとする。
  - 5 所長は、登録された企業等が森づくり活動の更新を希望する場合、いしかわ企業の森づくり活動に関する登録内容の変更届出書(別紙様式7)を提出するよう指導するものとし、提出を受けた場合は更新できるものとする。
  - 6 所長は、前項に掲げる手続きを行わない企業等については、登録から抹消できるものとする。
  - 7 所長は、登録の更新または抹消をしたときは、課長に報告するものとする。
  - 8 登録された企業等は、実施計画書に基づき、確実に活動を実施するものとするほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
    - (1) 各種法令を遵守するとともに、活動区域に関係する各種団体、近隣住民等に配慮し、円滑に活動を進めること。
    - (2) 所長が実施する企業の森づくりに関する調査に協力するほか、必要に応じて活動に関する資料を提供すること。
  - 9 所長は、前項に掲げる事項が遵守されない場合は、登録を取り消すことができるものとする。

(現地活動への支援について)

- 第6 所長は、登録された企業等から森づくり活動の支援要請があった場合は、職員を派遣する等し、支援にあたるものとする。

(県有林における企業の森づくり活動について)

第7 所長は、企業等が県有林においていしかわ企業の森づくり活動を実施する場合は、本指針によらず、「県有林における企業の森づくり活動実施方針（平成22年1月5日）」に定められた手続きをとるよう指導するものとする。

附則

この指針は、平成30年4月5日から施行する。

附則

この指針は、令和3年4月1日から施行する。

別 表

＜「いしかわ企業の森づくり活動」の適否の判断基準＞

- ・実施時期、森林の所在、活動項目、活動スケジュール、活動責任者の氏名及び連絡先、活動を実施するに当たっての指導予定者が明記されていること
- ・添付資料（位置図、活動区域図）に示す位置及び範囲が正確に記載されていること。
- ・第3の参加資格を有していること。
- ・第4の活動要件を満たしていること。（第4の（4）については、見込みがあること。）
- ・活動が県土の保全、水源涵養、良好な景観の創出又は生物多様性の保全等、森林の公益的機能の発揮に資するものであること。
- ・活動が植樹、下刈り、除間伐、枝打ち等の森林整備作業又はこれと合わせて行う自然観察、森林浴、木工作等の森林を利用したイベントであること。
- ・森林の整備を通じて地域社会に貢献する内容であること。
- ・その他、活動内容として所長が適正と認めるものであること。